

基発0819第2号
職発0819第3号
平成23年8月19日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長
(公印省略)
職業安定局長
(公印省略)

「岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成23年3月24日付け基発0324第1号・職発0324第9号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成23年厚生労働省告示292号）が告示された。

その内容は下記1のとおりであるので、下記2の内容と併せて御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、上記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に照会するよう教示されたい。

記

- 1 岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域内（別表1参照）に所在地を有する事業主等に係る労働保険料等及び当該地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る労働保険料等」という。）の延長後の納期限等は、平成23年3月11日から同年9月29日までにその期限が到来するものについて、同年9月30日（以下「本件期限」という。）とすること。

なお、当該地域を除く地域（別表2参照）における延長後の納期限等は、別途これらの地域における災害の状況等を踏まえ定められること。

- 2 本件期限到来後は、当該地域に係る労働保険料等についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の2の「個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて1の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主等に対して適切な対応をすること。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年三月三十一日 日刊（行政機関の休日休刊）
第三種郵便物認可

目次

（告 示）

○サイクロン災害復興支援計画のための
の贈与に関する日本国政府とブータ
ン王国政府との間の書簡の交換に関
する件（外務二八六）

○第二次地方給水計画のための贈与に
関する日本国政府とケニア共和国政
府との間の書簡の交換に関する件
（同二八七）

○ワクチン保管施設強化計画のための
贈与に関する日本国政府とケニア共
和国政府との間の書簡の交換に関す
る件（同二八八）

○アフリカ理数科・技術教育センター
拡充計画のための贈与に関する日本
国政府とケニア共和国政府との間の
書簡の交換に関する件（同二八九）

○在外教育施設の認定変更を承認した
件（文部科学一三二）

○保安林の指定をする件
（農林水産一五八四、一五八五）

○保安林の指定を解除する件
（同二八六、二八七）

○保安林の指定施設要件を変更する件
（同二八九、二九〇）

○中小企業信用保険法第二条第四項第
一号の事業者を指定する件
（経済産業一七八）

○工事が完了した件（国土交通八四二）

○砂防法第二条の土地を指定する件と
もに、直轄砂防工事を施行する件
（同八四二、八四三）

○砂防法第二条の土地の指定を解除す
る件（同八四四）

○旅行業法の規定に基づく登録事項の
変更の件（観光庁一三）

○吉野熊野国立公園西大台利用調整地
区について環境大臣が定める注意事
項を定める件の一部を改正する件
（環境五七）

○道路に関する件
（中国地方整備局一四六、一四七）

○道路に関する件
（四国地方整備局八二）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

衛星基幹放送の業務の認定申請受付に
ついて（総務省）

法 務

再審による無罪判決の公示
（川崎簡易裁判所）

（公 告）

諸 事 項

官庁
財団、有権者申出方、建設業の許可
の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

告 示

○外務省告示第百八十六号
平成二十三年八月八日にニューデリー（インド）
で、サイクロン災害復興支援計画のための贈与に
関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府
との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 サイクロン災害復興支
援計画を実施するために必要な生産物及び役務
の購入

2 贈与の限度額 十億九千九百万円

3 贈与の供与期限 平成二十七年二月二十八日
まで

4 署名者
日本側 齋木昭隆在ブータン大使（インド
にて兼轄）
ブータン側 ウェット・ナムギヤル駐日（在
インド）ブータン大使
平成二十三年八月十九日 外務大臣 松本 剛明

○外務省告示第百八十七号
平成二十三年八月八日にナイロビで、第二次地
方給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡
の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 第二次地方給水計画を
実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 六億九千九百万円

3 贈与の供与期限 平成二十七年五月三十一日
まで

4 署名者
日本側 高田裕久在ケニア大使
ケニア側 ウフル・ケニヤッタ副首相兼財務大
臣
平成二十三年八月十九日 外務大臣 松本 剛明

○外務省告示第百八十八号
平成二十三年八月八日にナイロビで、ワクチン
保管施設強化計画のための贈与に関する次の概要
の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われ
た。

1 援助の目的及び内容 ワクチン保管施設強化
計画を実施するために必要な生産物及び役務の
購入

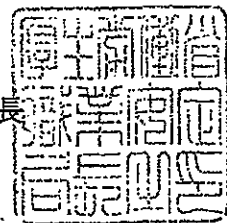
2 贈与の限度額 八億九千九百万円

3 贈与の供与期限 平成二十七年三月三十一日
まで

職発 0819 第 2 号
平成 23 年 8 月 19 日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長



「岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納付期限等」という。）の延長措置については、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成 23 年 3 月 24 日付け職発 0324 第 8 号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成 23 年厚生労働省告示第 292 号）が告示された。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

- 1 岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域内（別表 1 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る障害者雇用納付金」という。）の延長後の納付期限等は、平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 29 日までにその期限が到来するものについて、同年 9 月 30 日（以下「本件期限」という。）とすること。なお、本件期限までに納付金の申告又は納付ができないと認める場合には、事業主の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものであること。
また、当該地域を除く地域内（別表 2 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、別途これらの地域における災害の状況等を踏まえ定められること。
- 2 本件期限到来後は、当該地域に係る障害者雇用納付金についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の 2 の「個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて 1 の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主に対して適切な対応をすること。

○平成 23 年9月 30 日を延長後の納付期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域
(別表1)

	地 域
【岩手県】	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、 八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、 岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、 胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、下閉伊郡岩泉町、 下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、九 戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町
【宮城県】	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎 市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、 柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、 亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、 宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、 黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、 遠田郡美里町
【福島県】	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、 喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、 伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、 南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、 南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、 耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大 沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、 西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、 東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石 川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、 石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

○今回は延長後の納付期限等を指定しない地域(別表2)

	地 域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、 上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
【宮城県】	石巻市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、牡鹿郡女川町、 本吉郡南三陸町
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、 双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、 双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

○平成 23 年 9 月 30 日を延長後の納期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域
(別表 1)

都道府県名	地 域
【岩手県】	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、九戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町
【宮城県】	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町
【福島県】	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

○今回は延長後の納期限等を指定しない地域（別表２）

都道府県名	地 域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
【宮城県】	石巻市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村